

2014年4月24日 全5頁

# 銀行等の議決権保有制限の 独占禁止法ガイドライン改定

## 銀行・保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方

金融調査部 主任研究員  
堀内勇世

### [要約]

- 独占禁止法 11 条では、銀行又は保険会社が、他の国内の会社の議決権を 5%（保険会社は 10%。以下同じ）を超えて保有等することが原則禁止されている。
- この独占禁止法の銀行又は保険会社の議決権保有制限が、2014 年 4 月 1 日から緩和されている。
- この緩和は、「独占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」などのガイドラインを改定するという形で行われている。
- 例外的に制限を超えて保有等することを公正取引委員会が認可する事例が、いくつか追加されている。例えば、銀行等が投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として株式を所有等することにより、5%の制限を超えて議決権を 10 年超保有等する場合について、一定の要件のもとで認可することなどが追加されている。

## 1. ガイドラインの改定、施行

「私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律」（以下、「独占禁止法」）の 11 条では、銀行又は保険会社が他の国内の会社<sup>(注1)</sup>の議決権を 5%（保険会社の場合は 10%。以下同じ）を超えて取得し、又は保有（以下、「保有等」）することを原則として禁止している。ただし、あらかじめ同条に基づく公正取引委員会の認可を受けた場合などは、5%を超えて保有等することができるとしている。

（注 1）独占禁止法 10 条 3 項参照。ここでいう「他の国内の会社」からは、銀行や保険会社などは除かれている。

この認可の際の考え方を示したのが、「独占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（以下、「11 条ガイドライン」）及び「債務の株式化に係る独占禁止法第 11 条の規定による認可についての考え方」（以下、「債務の株式化ガイドライ

ン) である。

この「11 条ガイドライン」と「債務の株式化ガイドライン」が改定され、2014 年（平成 26 年）4 月 1 日から施行されている<sup>(注2)</sup><sup>(注3)</sup>。

(注2) 「11 条ガイドライン」と「債務の株式化ガイドライン」の改定に当たり行われた、意見募集とその結果の公表は、公正取引委員会の以下のそれぞれのウェブサイトで見ることができる。

①意見募集～「(平成 26 年 1 月 24 日)『独占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方』及び『債務の株式化に係る独占禁止法第 11 条の規定による認可についての考え方』の改定案に対する意見募集について」

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h26/jan/140124.html>

②結果の公表～「(平成 26 年 3 月 31 日)『独占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方』及び『債務の株式化に係る独占禁止法第 11 条の規定による認可についての考え方』の改定について」

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h26/mar/140331.html>

(注3) 改定後の「11 条ガイドライン」と「債務の株式化ガイドライン」は、公正取引委員会の以下のウェブサイトで見ることができる。

<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/index.html>

## 2. 改定の背景

両ガイドラインの改定は、「日本再生加速プログラム」(2012 年 11 月 30 日閣議決定)、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(2013 年 1 月 11 日閣議決定)を踏まえ<sup>(注4)</sup><sup>(注5)</sup>、独占禁止法第 11 条の規制趣旨(銀行又は保険会社による事業支配力の過度の集中等を防止し、公正かつ自由な競争を促進すること)に照らして、公正取引委員会が検討を行った結果であるとされている<sup>(注6)</sup>。

(注4) 「日本再生加速プログラム」と「日本経済再生に向けた緊急経済対策」は、内閣府の以下のウェブサイトで見ることができる。

<http://www5.cao.go.jp/keizai/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>

(注5) 「11 条ガイドライン」と「債務の株式化ガイドライン」の改定に関連する記載と思われるのは、以下の通り。

- ・「日本再生加速プログラム」の13ページ

○出資規制の緩和

金融機関における資本性資金の供給促進のため、金融機関の健全性維持を考慮しつつ、金融機関の出資規制の緩和を図る。

- ・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の21ページの文章中

また、金融機関の出資規制の緩和、…（以下、略）…

（注6）改定の背景については、注2の②を参照。

なお、銀行法などにも似通った規制があり改正されている<sup>（注7）</sup>。それらとの調整が図られた結果であるともいえよう。

（注7）銀行法の規制と改正については、以下のレポートを参照。

- ・「銀行等の議決権保有規制の例外措置拡充」（横山淳、2013年6月24日）

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130624\\_007351.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130624_007351.html)

また、銀行法の改正を受けて行われた銀行法施行規則の改正については、金融庁の以下のウェブサイト参照。

<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131227-6.html>

### 3. 改定の概要

「11条ガイドライン」と「債務の株式化ガイドライン」の改定の概要は、以下の通りである（詳細については、両ガイドライン参照）。

#### （1）11条ガイドラインの改定の概要

大枠、次の3点の改定が行われ、実質的に議決権を5%を超えて保有等することを認可する事例が追加されている。形式的には、認可する場合として①と②が新たに加えられ、③はもともと認可する事例としてあったものを改正している。

- ① 銀行が事業再生の途上にある他の国内の会社の5%超の議決権を保有等することとなる場合について、当該他の国内の会社が一定の要件を満たす場合（当該他の国内の会社が上場会社でなく、かつ再生計画認可の決定を受けているなどの要件を満たす場合）は、原則として3年（当該他の国内の会社が中小企業である場合は原則として5年）<sup>（注8）</sup>を限度として認可することとしている。

(注8) この期間を超えた認可もありうるとしている。

- ② 投資事業有限責任組合の有限責任組合員又は投資事業を営む民法上の組合の非業務執行組合員となり、組合財産として株式を取得又は所有（以下、「所有等」）することにより、他の国内の会社の5%超の議決権を保有等する場合であって、当該議決権を有することとなった日から政令で定める期間（10年）<sup>(注9)</sup>を超えて当該議決権を保有しようとする場合について、一定の要件<sup>(注10)</sup>を満たす場合は、個別の事項を考慮し、一定の期限<sup>(注11)</sup>を付して認可することとしている。

(注9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令17条参照。なお、投資事業有限責任組合の有限責任組合員又は投資事業を営む民法上の組合の非業務執行組合員となり、組合財産として株式を所有等することにより、他の国内の会社の5%超の議決権を保有等する場合であって、当該議決権を有することとなった日から10年以内の期間、当該議決権を保有しようとする場合については、独占禁止法11条1項4号・5号で、例外とされている。

(注10) 「キャピタルゲインを得ることを目的とした当面の期間の議決権の保有であると認められる場合」などが要件として定められている。

(注11) 「一定の期限については、株式発行会社の成長発展等の支援に通常必要と考えられる期間、所有等した株式の売却交渉の状況等の個別の事項を考慮して検討することとする。」とされている。

- ③ 信託財産として株式を所有等することにより、他の国内の会社の議決権を5%を超えて保有等することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有等しようとする場合<sup>(注12)</sup>について、認可要件の一部を撤廃する<sup>(注13)</sup><sup>(注14)</sup>とともに、認可に当たっては、原則として、期限を付さないこととしている<sup>(注15)</sup><sup>(注16)</sup><sup>(注17)</sup>。

(注12) 当該議決権を保有等する者以外の委託者又は受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について当該委託者又は受益者が受託者に指図を行うことができる場合が除かれている。この場合は認可を受けずに保有等することができると考えられている。したがって、③の対象となるのは、例えば、信託銀行の信託勘定のものであって、かつ信託銀行が自己の判断で議決権を行使することになるものである。

(注13) 改正前は、信託財産として所有等する株式に係る議決権を含む「保有等する議決権の割合」が10%以下であることという要件が存在した（今回の改正でこの要件は撤廃された）。例えば信託銀行の場合、改正前は、銀行勘定で保有する議決権と③の対象となる信託財産で保有する議決権を足したものの割合が10%以下でなければならなかった。

(注 14) なお、改正後も、銀行勘定で保有する議決権は 5%以下でなければならない（この点は変わっていない）。

(注 15) 改正前は、原則 5 年以内の期限を付して認可するものとされていた（今回の改正でこれは撤廃された）。

(注 16) なお、改正後は、「認可の期間が 1 年を超える場合（認可に期限を付さない場合を含む。）には、申請会社の毎年 12 月末日時点における議決権の分別行使に係る社内体制整備状況を速やかに公正取引委員会に報告することとする。」とされている。

(注 17) なお、この改正に先立つ緩和要望については、内閣府の以下のウェブサイト「受け付けた提案等に対する所管省庁からの回答：『規制改革ホットライン』」の資料 2 中の「公正取引」の分野の番号「3」、「8」、「10」を参照。

[http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/hotline/h\\_index.html](http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/hotline/h_index.html)

## （2）債務の株式化ガイドラインの改定の概要

次の点が、議決権を 5%を超えて保有等することを認可する事例として追加されている。

- 銀行が債務の株式化により、他の国内の会社の議決権を 5%を超えて保有することとなった日から 1 年を超えて当該議決権を保有しようとする場合について、当該他の国内の会社が一定の要件を満たす場合（当該他の国内の会社が上場会社でなく、かつ再生計画認可の決定を受けているなどの要件を満たす場合）は、原則として 2 年（当該他の国内の会社が中小企業である場合は原則として 4 年）を限度として認可することとしている<sup>(注 18)</sup>。

(注 18) この期間を超えた認可もありうるとしている。